

答 申 書

令和2年8月17日付け2高都計第232号をもって付議された、建築基準法第51条ただし書きによる産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断については、審議の結果、原案のとおり議決したので答申します。

令和2年9月10日

高知県知事 様

高知県都市計画審議会会長

